

(3) 家計相談支援事業の支援内容の見直し

平成30年10月1日施行

改正法の概要

- 家計相談支援事業について、より効果的な支援内容に見直すとともに、新たな支援内容を表すのに適切な名称に改正する。

(傍線の部分が改正部分)

改正後	現 行
<p>(定義) 第三条 (略) 2~4 (略) <u>5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高める</u> <u>ことを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。</u> 6 (略) (削る)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2~4 (略) (新設) 5 (略) 6 <u>この法律において「生活困窮者家計相談支援事業」とは、生活困窮者の家計に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて支出の節約に関する指導その他家計に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業(生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。)をいう。</u></p>

家計相談支援事業の支援内容の見直し

■ 改正の趣旨

- 家計相談支援事業については、「支出の節約に関する指導その他の指導」と定義されているが、自治体における実践では、
 - ・ まず、生活困窮者とともに、家計の状況を明らかにし、
 - ・ 家計再建に向けた収支の見直しをともに考え、
 - ・ 生活困窮者が主体的に家計を管理する意欲を高めるための伴走支援を行うといった、一方的な「指導」ではない支援が効果的といった現場の声が強い。
- また、家計相談支援事業については、3年間の事業の実施の中で、自立相談支援とは異なる家計改善支援の専門性が明確になってきている。
- これらを踏まえ、改正するもの。

■ 改正内容のポイント

- 名称を「家計相談支援事業」から「家計改善支援事業」に改めるとともに、自立相談支援事業との調整に係る規定を削除。
- 支援内容については、「指導」を行う事業ではなく、生活困窮者が自身で家計の把握を行い、その改善に取り組む力を育てる支援との位置づけを明確化。